

## 千葉県観光地の魅力発信強化事業 業務委託仕様書

### 1 名称

千葉県観光地の魅力発信強化事業

### 2 目的

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の影響により被害を受けた地域の観光需要の回復・拡大を図るとともに、早春から夏にかけての千葉県への観光需要を喚起するため、各種媒体を活用した観光PRを強化する。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和6年9月30日(月)まで

### 4 対象地域

県全域を対象とするが、特に台風第13号接近に伴う大雨で被害を受けた市町(※)と、その周辺のエリアに重点を置いて発信するものとする。(以下、「重点地域」という)

(※ 茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、大多喜町、市原市(養老溪谷温泉周辺))

### 5 委託業務の内容

千葉県の自然(花、新緑等のスポットや景勝地)、観光施設、各種体験、イベント、グルメ、温泉・宿泊施設等の情報、おすすめ観光ルートのほか、被災した施設等の復旧情報など(以下「観光情報等」と総称する。)を紹介し、本県の観光誘客を促進する。

#### (1) インフルエンサーを活用した観光情報の発信

##### ア 概要

本県への観光誘客につなげていくため、旅行系インフルエンサーを活用し、SNSや動画配信プラットフォームにおいて、千葉県の観光情報等を発信する。

##### イ 実施期間

令和6年2月頃から7月頃まで

※詳細な発信日等については、受託者と県が協議したうえで決定する。

##### ウ インフルエンサーの選定

起用するインフルエンサーの選定にあたっては、下記の条件を満たすこと。

- ・フォロワー数やチャンネル登録者数が多く、高い発信力が見込めること。
- ・日頃から旅行や観光に関する情報をメインとして発信をおこなっていること。

※上記条件を満たす者を複数(5~10名程度を想定)起用すること。

※幅広いターゲットに対して、様々な視点で観光情報等を発信し、千葉県の観光の魅力を紹介すること。

※実際に起用するインフルエンサーについては、県と協議の上決定する。

##### エ 企画内容

プロモーションのエリア・内容は県と協議の上で決定することとし、観光情報等の紹介にあたっては、実際に現地を取材すること。

なお、インフルエンサーとの連絡調整に係る一切の業務を行うこと。

##### オ その他

- ・プロモーションの内容は、公序良俗に反さないものとする。
- ・インフルエンサーが発信する内容については、事前に県への確認を行うこと。

## (2) 旅行予約サイトを活用した観光プロモーション

### ア 概要

主要な大手国内旅行会社（OTA）予約サイト（以下「予約サイト」という。）内に、千葉県の特集ページ（以下「特集ページ」という。）を制作・掲載し、宿泊施設等の予約ページへ誘導することで各種予約に結び付ける。

### イ 掲載先

インターネットによる千葉県内の宿泊又はツアー予約が可能な国内旅行会社（OTA）のうち、本事業を効果的に実施することが期待できる2～3社程度のWEBサイトとする。

### ウ 掲載時期・期間

令和6年2月頃から7月頃まで

※詳細な期間については、受託者と県が協議したうえで決定する。

### エ 特集ページの企画・制作

- ・予約サイト内に、重点地域の観光情報等を紹介する特集ページを掲載すること。
  - ・特集ページには、被災した市町の観光協会等が、県の支援を受けて実施する観光誘客の取組に関する情報等を掲載できるようにすること。
- ※具体的な掲載情報は、受託者と県が協議したうえで決定する。
- ・特集ページには、重点地域の宿泊施設等の利用予約の促進が図られるよう、工夫を講じること。
  - ・特集ページは、スマートフォン、タブレット、パソコン等の多様な媒体に対応した、レスポンシブデザインを採用すること。
  - ・予約サイトのトップページ等に、特集ページへの誘導を図る工夫を講じること。
  - ・（3）で制作するちば観光ナビの特設ページへのリンクを設置すること。
  - ・掲載期間中の特集ページに係る修正等については本委託料に含むものとする。
- ※実施内容の詳細は、受託者と県が協議したうえで決定する。

なお、企画・制作に必要な素材の入手（権利処理を含む）、掲載する画像一式の収集、必要な各種手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業等、一切の業務を行う。

## (3) SNS等のネット広告を活用したプロモーション

### ア 概要

千葉県の観光情報や、被災した市町の観光協会等が、県の支援を受けて実施する観光誘客の取組に関する情報等を発信するネット広告を実施する。

広告の実施にあたっては、リンク先として千葉県公式観光サイト「ちば観光ナビ」に特設ページを設けるとともに、（2）で制作する特集ページへの誘導などを行う。

※詳細なリンク先については、県が別途指示する。

### イ 活用媒体

日本国内での登録者数が多く、幅広い年齢層が利用しており、高い発信力が期待できるSNS等とする。

### ウ 広告開始時期

令和6年2月頃から7月頃まで（3～4回程度を想定）

※広告実施時期、内容等の詳細については、受託者と県が協議したうえで決定する。

### エ 配信ターゲット

高いPR効果が得られるよう、ターゲットを設定すること。

※詳細については、受託者と県が協議したうえで決定する。

## オ 表示回数等

広告の表示回数は、合計400万回以上を目指すこと。また、より多くのクリック数が獲得できるよう、効率的・効果的に広告を運用すること。

## (4) 千葉県公式観光サイト「ちば観光ナビ」内に掲載する特設ページの制作等

### ア 概要

被災した市町の観光協会等が県の支援を受けて行う取組に関する情報等をまとめて発信するための特設ページをちば観光ナビ内に新規制作し、管理運営を行うこと。

- ・観光協会等の取組等に内容の更新があった際は、随時特設ページに反映できるよう工夫すること。

- ・特設ページの制作にあたっては、ちば観光ナビの保守管理事業者との連携を図ること。

※実施内容の詳細は、受託者と県が協議したうえで決定する。

### イ 掲載時期・期間

令和6年2月頃から7月頃まで

※実際の掲載期間は、被災した市町の観光協会等が県の支援を受けて行う取組の期間に合わせて掲載すること。

## (5) 報告書等の作成

①以下については、県が指定する日までに提出すること（電子媒体1部）

- ・打合せ議事録

②業務報告書

本業務完了後、実施結果及びその効果についてまとめた「実績報告書」を作成し、以下のものを提出すること。

(i) 報告書 (A4判) 2部

(ii) 電子データ (CD-R) 1枚

なお、実績報告書の内容については、以下の内容も含めること。

ア PV数、クリック数、エンゲージメント率等

イ その他、県が指示する必要な数値等

## 6 業務の実施

(1) 本業務が円滑に実施され、かつ高い事業効果が可能な体制を構築する。

(2) 委託業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

なお、協議及び打合せは、県又は受託者の求めに応じ実施するものとし、打ち合わせを行う場所は、県が指示する。

(3) 委託料については、事業実績等によって、減額精算することがある。

## 7 納品物件に関する責任の所在

本業務にかかるすべての納入物品については、受託者が最終的な責任を負うこと。

## 8 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。

委託料の上限 30,000千円（消費税及び地方消費税込み）

## 9 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約終了後においても、本業務によって知りえた個人情報等は、これを漏らしてはならない。

## 10 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及び知的財産権（以下「著作権等」という。）を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権については、県又は県が指定した第三者に対し、行使しない。
- (3) 県又は県が指定する第三者は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定にかかわらず、目的物の改変を行うことができる。
- (4) 本業務の成果物に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (5) 著作権等に関する紛争が生じたときは、一切の受託者の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

## 11 その他

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県の承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 各種申請等を実施する際、手数料などの負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (8) 本業務の遂行上必要となる関係機関その他に対する諸手続き、（県が行う手続きを除く。）は、受託者が速やかに処理するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は本仕様書に記載したもののほか、本業務の遂行に必要な権利処理を行うこと。
- (10) 受託者は、本業務の遂行に当たり、受託者の責めにきすべき事由により県に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、本業務の遂行に当たり、受託者の責めにきすべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 受託者は、不測の事態が発生した場合においては、速やかに県に報告すること。